**介護サービス事業者**

**自主点検表**

**介護予防小規模多機能型居宅介護**

|  |  |
| --- | --- |
| 点検年月日 | 年　　　　月　　　　日 |
| 事業所名 |  |
| 担当者職・氏名 |  |

| 主眼事項 | チェック | 基準等・通知　等 | 評価 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 第１  　指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則 | □　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めているか。　　◆平１８厚令３６第３条第１項  □　指定地域密着型介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の地域密着型介護予防サービス事業者又は介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めているか。◆平１８厚令３６第３条第２項  □　利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。　　◆平１８厚令３６第３条第３項  □　指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。　　◆平１８厚令３６第３条第４項 | | 適  ・  否 | 責任者等体制  【　有 ・ 無　】  研修等実施  【　有 ・ 無　】 |
| 第１の２  　基本方針  ＜法第１１５条の１３第１項＞ | □　利用者が可能な限りその居宅において、又はそのサービス拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、家庭的な環境と地域住民との交流の下で自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっているか。　　◆平１８厚令３６第４３条 | | 適  ・  否 |  |
| 第１の３  　暴力団の排除 | □　管理者及び従業者は、南丹市暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。  □　運営について、南丹市暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。 | | 適  ・  否 |  |
| 第２　人員に関する基準  <法第１１５条の１４第１項> | ※　小規模多機能型居宅介護の主眼事項第２の全てを、介護予防小規模多機能型居宅介護に準用する。　　◆平１８厚令３６第４４条、４５条、４６条 | | 適  ・  否 |  |
| 第３　施設に関する基準  <法第１１５条の１４第２項> | ※　小規模多機能型居宅介護の主眼事項第３の全てを、介護予防小規模多機能型居宅介護に準用する。　　◆平１８厚令３６第４７条、４８条 | | 適  ・  否 |  |
| 第４　運営に関する基準  <法第１１５条の１４第２項> | ※　以下の項目を除く項目で、小規模多機能型居宅介護の主眼事項第４「運営に関する基準」のうち、1～11、15、16、20～43は、介護予防小規模多機能型居宅介護に準用する。  　　ただし、「指定小規模多機能型居宅介護」は「指定介護予防小規模多機能型居宅介護」と、「居宅サービス事業者」は「介護予防サービス事業者」と、「居宅介護支援」は「介護予防支援」と、「要介護認定」は「要支援認定」と、「要介護者」は「要支援者」と、「居宅サービス計画」は「介護予防サービス計画」と、「地域密着型介護サービス」は「地域密着型介護予防サービス」と読み替える。 | | 適  ・  否 |  |
| ２　身体的拘束等の禁止 | □　サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。  　　　◆平１８厚令３６第５３条第１項  □　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しているか。  　　　◆平１８厚令３６第５３条第２項  □　身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。  　ア　身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を三月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。　　◆平１８厚令３６第５３条第３項第１号  　イ　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。  　　　◆平１８厚令３６第５３条第２号  　ウ　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。　　◆平１８厚令３６第５３条第３項第３号 | | 適  ・  否 | 過去1年間に身体拘束を行った件数  　　　　　　件中  身体拘束の記録  　　　　　　件分有  ア～ウについて令和７年３月３１日まで努力義務（経過措置） |
| 第５　介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  １　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の基本取扱方針 | □　指定介護予防小規模多機能型居宅介護を、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第６５条第１項  □　自らその提供する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図っているか。　　◆平１８厚令３６第６５条第２項  □　利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たっているか。　　◆平１８厚令３６第６５条第３項  □　利用者が有する能力を最大限活用することができる方法によるサービス提供に努め、利用者が有する能力を阻害するような不適切なサービス提供を行わないよう配慮しているか。　　◆平１８厚令３６第６５条第４項  　◎　「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。　　◆平１８解釈通知第4の三の２（１）③  □　利用者の意欲が高まるようコミュニケーションを十分に図ることをはじめ、様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めているか。　　◆平１８厚令３６第６５条第５項  □　計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、サービスの改善を図っているか。  　　　◆平１８解釈通知第４の三の２（１）④ | | 適  ・  否 |  |
| ２　指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針 | □　主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を、的確に把握しているか。　　◆平１８厚令３６第６６条第１号  □　介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防支援等基準第30条（具体的取組方針）及び第31条（留意点）に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成しているか。　　◆平１８厚令３６第６６条第２号  　◎　介護支援専門員は、介護予防サービス計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成しなければならない。  　　　このため、介護支援専門員は、地域包括支援センター（介護予防支援事業者）の職員が行う業務と同様の業務を行うことになる。  　　　◆平１８解釈通知第4の三の２（２）①  □　介護支援専門員は、主治医からの情報伝達や他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者との協議（サービス担当者会議）により、利用者の状況を把握・分析し、サービス提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、介護従業者と協議の上、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成しているか。  　　また、上記計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第６６条第３号、平１８解釈通知第４の三の２（２）①  　※　介護計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。　　◆平１８解釈通知第４の三の２（２）①  □　介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めているか。　　◆平１８厚令３６第６６条第４号  　◎　「多様な活動」とは、地域の特性や利用者の生活環境に応じたレクリェーション、行事、園芸、農作業などの利用者の趣味又は嗜好に応じた活動等をいうものである。　　◆平１８解釈通知第4の三の２（２）②  □　介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ているか。　　◆平１８厚令３６第６６条第５号  　◎　実施状況や評価についても説明を行うこと。　◆平１８解釈通知三の２（２）③  □　介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付しているか。　　◆平１８厚令３６第６６条第６号  □　利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせているか。　　◆平１８厚令３６第６６条第７号  □　介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第６６条第８号  □　介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第６６条第９号  □　介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第６６条第１０号  □　通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態が続いていないか。　　◆平１８厚令３６第６６条第１１号  □　登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供しているか。  　　　◆平１８厚令３６第６６条第１２号  □　介護計画に基づくサービスの提供開始時から、介護計画に記載したサービス提供終了までに、少なくとも１回は介護計画の実施状況の把握（モニタリング）を行い、利用者の様態の変化等の把握を行っているか。　　◆平１８厚令３６第６６条第１３号  □　モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護計画の変更をしているか。　　◆平１８厚令３６第６６条第１４号  □　短期利用介護予防居宅介護費を算定する場合で、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している事業者については、介護予防支援支援事業所から介護予防小規模多機能型居宅介護計画の求めがあった際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を提供することに協力するよう努めているか。  　　　◆平１８解釈通知第３の四の４（９）④準用 | | 適  ・  否 | アセスメント記録  【　有 ・ 無　】  担当者会議の実施記録  【　有 ・ 無　】  介護予防計画  　　　　　　人分中  説明・同意の署名  　　　　　　人分有  交付の署名等記録  　　　　　　人分有  モニタリング・介護計画の見直し頻度  ⇒概ね　 　箇月ごと  モニタリング結果記録  　　　　　　人分有 |
| ３　介護等 | □　介護は、利用者の心身の状況に応じ利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っているか。  　　　◆平１８厚令３６第６７条第１項  □　指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における介護従業者以外の者による介護を受けさせていないか。  　　　◆平１８厚令３６第６７条第２項  □　食事や清掃、洗濯、買物、園芸、農作業、レクリエーション、行事等は、原則として利用者と介護従業者が共同で行うようにしているか。  　　　◆平１８厚令３６第６７条第３項、平１８解釈通知第４の三の２（３）③ | | 適  ・  否 |  |
| ４　社会生活上の便宜の提供　等 | □　画一的なサービスを提供するのではなく、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めているか。　　◆平１８厚令３６第６８条第１項、◆平１８解釈通知第４の三の２（４）①  □　利用者が日常生活を営む上で必要な郵便、証明書等の交付申請等、行政機関に対する手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、原則としてその都度、その者の同意を得た上で代行しているか。　　◆平１８厚令３６第６８条第２項、平１８留意事項通知第４の三の２（４）②  □　会報の送付、当該事業者が実施する行事への参加の呼びかけ等によって常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めているか。  　　　◆平１８厚令３６第６８条第３項、平１８留意事項通知第４の三の２（４）③ | | 適  ・  否 | 左記事例  【　有 ・ 無　】 |
| 第６  　変更の届出等  ＜法第１１５条の１５＞ | □　事業所の名称及び所在地その他施行規則第140条の30で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、同条で定めるところにより、10日以内に、その旨を南丹市長に届け出ているか。  □　当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を南丹市長に届けているか。 | | 適  ・  否 |  |

　※「厚令」とは、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年3月14日　厚生労働省令第34号）を指します。

　※「解釈通知」とは「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日　老計発第0331004号、老振発第0331004号、老老発第0331017号）を指します。

　※「市条例」とは、「南丹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日　南丹市条例第22号）を指します。

　※「市予防条例」とは、「南丹市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」（平成24年12月25日　南丹市条例第23号）を指します。